

～宮城県雇用対策課で実施している補助事業のご案内～

【女性・中高年人材育成助成事業】

○事業の概要

対象労働者を雇入れ人材育成した場合に

1人あたり50万円+人材育成経費(上限50万円)を補助します！！

※短時間労働者の場合は1人あたり25万円になります。

対象労働者：① 40歳～59歳までの中高年齢者（男女不問）

または

② ①以外の年齢で子育て等により6か月以上離職している女性（年齢不問）

輸送関係事業者の場合は、以下の活用例が想定されます。

<活用例(1)> 上記対象労働者を雇入れ、新たに第一種運転免許(大型自動車免許)、第二種運転免許の資格を会社負担で受講させて、3か月間雇用(※)する。

<活用例(2)> 上記労働者のうち既に第一種運転免許(大型自動車免許)、第二種運転免許の資格を持っている人を雇用して、外部講習等の研修を実施し、3か月間雇用(※)する。

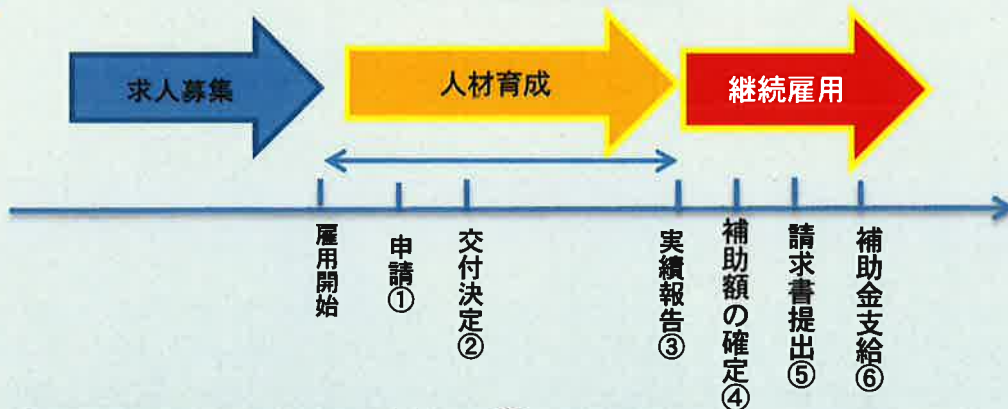
※雇用した対象労働者については、**原則として継続雇用**していただきます。

※対象労働者について、雇入れや人材育成に係る事業復興型助成金、HW助成金等との併給はできません。

※宮城県内の沿岸部（仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、塩釜市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）の中小企業等に限定されます。

【申請手順例】

<人材育成期間3か月>



- ①新規雇用後 1か月以内に交付申請書類を県に提出
- ②県による交付決定通知 (概ね申請書受理後1週間以内)
- ③人材育成後(3か月後)、4月20日までに実績報告書を県に提出
- ④県による補助金額の確定通知
- ⑤事業所が請求書を提出
- ⑥補助金支給

【問い合わせ先】

宮城県雇用対策課雇用推進班 TEL: 022-211-2772 / Email: koyousu@pref.miyagi.jp